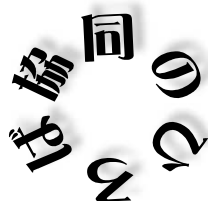


協同労働法制の

ニュー・バージョンの必要性



石見 尚（日本ルネサンス研究所）

1. 公益法人制度改革と一般的な非営利法人

政府は諮問機関「公益法人制度改革に関する有識者会議」報告書（平成16年11月19日）に基づき、従来の社団法人、財団法人、中間法人を廃止し、これに代わって「非営利法人」を設け、公益性が高いと認める非営利法人にかぎって、公益認定法人とすることにした。そしてこの改革案について、本年すなわち平成18年1月20日まで国民からパブリックコメントを受け付け、3月に民法の改正と関連法案を提出し、平成20年度から新制度に移行することを予定している。

これによると公益法人の認定は2段階となり、先ず「非営利法人」であること、次に公益性が認められることが条件になる。公益性の認定の要件については、論議すべき基本的な問題があるので、あとまわしにしよう。公益法人改革のこの一連の論議に協同労働法制が関係してくるのは、まず「一般的な非営利法人」の規定である。

「協同労働の協同組合」は上記の「一般的な非営利法人」の想定している「社団法人形態の非営利法人」と共通している点が多いが、相違

点もある。相違点では、「一般的非営利法人」が準則主義で設立可能としている点である。しかし、社員と理事の関係については、経営参加の民主的システムが軽視され、株式会社制度にある社員による代表訴訟制度が採用されている。それと関連するのが出資金の考え方で、「報告書」では次のように規定している。

「社員の権利・義務の内容として、（ア）出資義務を負わない、（イ）剰余金分配請求権を有しない、（ウ）残余財産分配請求権を有しない、（エ）法人財産にたいする持分を有しない」

（ア）以外の規定は「協同労働の協同組合法（案）」においても、すでに同様の規定を定めているので問題はない。問題は（ア）の出資についてである。ワーカーズコレクティブ・ネットワーク・ジャパン（WNJ）によれば、有識者会議に折衝して、出資に代わる拠出金の規定を加えたという。その結果、「拠出金」の規定はこうなっている。

「拠出金——法人の非営利性を維持しつつ、その活動の原資となる資金の調達手段を設けるとともに、法人の財産

的基礎の維持を図るため、定款の定めるところにより、拠出金制度の選択を可能とする。拠出金の返還は、拠出の限度に限られ、利息を付することはできないものとするほか、清算時における弁済の順序につき、他の一般債権に劣後するものとする」

さて、拠出金は社会通念では、事業、活動の趣旨に賛同して資金的に貢献するため、資金を提供するという概念で用いられるのではないだろうか。「非営利法人」の証明として、営利目的と有権的に解釈されている「出資金」という言葉の代わりに、代償を期待しない「拠出金」という言葉を用いたものであろう。しかし、敢えて「拠出金」という言葉を用いなくても、「出資金」の条件に「剰余金の配分」制限の規定を加えれば、非営利の内実は表現できるはずである。怖れるのは、出資金を「拠出金」に代えることによって、出資金の概念に込められている社員の主体性つまり社員自身が自分の問題解決のために経営の主人公となり連帯して行動するという協同労働の原点が換骨奪胎されることである。先に述べた社員と理事の関係の規定と、社員の「出資義務からの自由」の規定とは裏腹の関係にあることは見落としてはならないのである。

かくいうのは、「協同労働」の意味を再確認しておくためである。協同労働は、理事も社員も同じ仲間であるという一体感、例えば医療生協では医師も医療従事者も利用者も同じく組合員というように、健康な生き方を願う人間同志の連帯感で支えられている。「協同労働」には機能主義だけでは計ることのできない人間的なつながりが含意さ

れている。写真と肉筆絵が違うように、人間の信頼関係は生身の「労働」を通じてコミュニケーションできるものである。

以上の経過から見て、「協同労働の協同組合」システムは機能主義的な「社団形態の非営利法人」に解消するわけにはいかない。と同時に「協同労働」はその「こころ」を事業の効率性のなかに生命として吹き込むソフトとハードのシステムを考案しなければならないのである

「協同労働」を定義すると、「協同組織によって事業または活動を行うために、構成員がその組織体で労働し、経営に参加し、出資および経費を負担し、相互扶助とともにその事業の生産する物または労役を社会に提供する働き方」を意味している。

その前提となる「労働」とは、「人が経済的に自立するために必要な所得を得ること、働くことを通じて自己実現をはかること、人間としての社会的公正（ソーシャル・ジャスティス）を立証することを目的とした働き方」を意味している。これはILOの労働の価値観とも共通であって、いまや市民社会の基本的な規範であるということが出来る。

さて、「協同労働」を意識すると否とにかかわらず、協同労働をする団体は多種多様である。代表的な団体としては、労働者協同組合、ワーカーズ・コレクティブ、農山漁村の村づくりグループ、障害者自立就労グループがある（第1表）。

2. 労働者協同組合

事業の種類は、地域福祉系、食・農関連事業系、建設事業系、緑化・環境事業系、病院

第1表 協同労働の事業・事業所数・従事者数・利用者数の現状

労働者協同組合連合会（2002年）

事業所	331	
従事者数	8,791 人**	備考 日本労働者協同組合連合会事業案内2002 **は2004年。高齢協の就労者を加えるとさらに多くなる。
利用者数	---	
事業高	191 億円	
事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉事業系一介護保険対応ケア <ul style="list-style-type: none"> 一福祉関連（介護保険適用外） ・ 食・農関連事業系一給食・食堂・宅配弁当 <ul style="list-style-type: none"> 一パン、豆腐、惣菜、ベーコンの製造販売 一農業 一病院の売店 ・ 建設事業系一高齢住宅の改修、学校・病院など公共施設の修繕 ・ 緑化・環境事業系一公園の管理、屋上緑化 <ul style="list-style-type: none"> 一カン、ビンのリサイクル ・ 病院等建物総合管理系一病院の清掃、設備管理、医療廃棄物の処理 <ul style="list-style-type: none"> 一福祉施設、オフィス、ホテルの総合管理 ・ 協同組合間提携事業系一生協の施設管理、個人別配達 	

ワーカーズ・コレクティブ（2003年）

事業所	580	
従事者数	16,150 人	備考 第6回ワーカーズ・コレクティブ全国会議in北海道 記録集
利用者数	—	
事業高	127 億円	
事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉系一家事介護・障害者支援・移動サービス <ul style="list-style-type: none"> 一子育て支援・託児・塾 ・ 食関連系一仕事し弁当・惣菜・配食 <ul style="list-style-type: none"> 一保育園、幼稚園、学校への納品 一パン・菓子製造販売・レストラン ・ 環境事業系一リサイクル・石鹸製造 ・ 服飾系一リフォーム、採寸 ・ 住宅関連系 ・ 編集・企画系 ・ 保健系 ・ 生協業務委託系 	

農村グリーン・ツーリズムによる村おこしグループ（2003年）

事業所	6,955	
従事者数	38,714 人（うち常勤14,516人）	備考（財）都市農山漁村交流活性化機構「グリーン・ツーリズム市場の構造と機能把握小委員会報告書」（平成16年3月）
利用者数	のべ14,546万人	
事業高	1505 億円	
事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊・滞在系一農林漁業体験宿泊、滞在型市民農園 ・ 食関連系一地場農産物直売、郷土料理提供 ・ 体験学習系一食品加工、伝統工芸、農林漁業実習 ・ 保養休養系一スポーツレクリエーション、温泉療法、園芸療法 ・ 農村文化、景観鑑賞系一文化伝承、美術鑑賞、町並み探勝 	

障害者就労作業所グループ（2001年）

事業所	3,300	
従事者数	71,690 人*（うち障害者49,080人*）	備考 共同連「障害者労働研究会全国調査報告」（2001年） *有効回答数312事業所の結果に基づき全体3,300事業所に拡大推計したもの
利用者数	—	
事業高	138 億円*	
事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食関係系一パン、菓子、ワイン製造販売、レストラン ・ 印刷業 ・ 工業系一金属加工、工芸品製造 ・ 清掃系一清掃、緑化 ・ 環境系一リサイクル 	

追記 以上の数値には企業組合、農事組合法人との重複はありません。

等建物総合管理系、協同組合間提携事業系にわたっている。

一体に協同労働は、組合員の間での相互扶助を目的とした「共益」を基礎として、外部に生産物やサービスを提供することで成り立っている。外部への生産物やサービスの提供のなかには、社会通念で考える広義の公益性をもつ事業もある。「共益」と「公益」の二つの活動を連携するところに、協同労働の特色があると言うことができる。

そこで「公益」とは何かが問題である。抽象的に論議することは、本稿の目的ではないので、政府・自民党行政改革関係合同会議が法制化しようとしている公益事業の種類を見よう。その詳細は法案の提出とともに明らかになると思われるが、大枠は次のように類別されている（読売新聞05. 12. 21）。

- ① 福祉の向上
- ② 国民の健康
- ③ 環境の保全
- ④ 公共の安全の確保
- ⑤ 文化の発展
- ⑥ 公正・自由な経済活動の機会の確保・発展

労働者協同組合の事業の中では、地域福祉系の介護、緑化・環境事業系のリサイクル、病院等建物総合管理系の医療廃棄物の処理は、公益性にかかわる事業であろう。

3. ワーカーズ・コレクティブ

ワーカーズ・コレクティブの事業は、福祉系、食関連系、環境事業系、服飾系、住宅関連系、編集・企画系、保健系、生協業務委託系である。事業の種類は労協と共通する分野が多いが、家庭生活の補助・支援の事業に

強い点に特色がある。

そのなかで、福祉系、環境系の事業は公益に関係のある分野である。これらは労働者協同組合とも共通の問題であるので、事業と法人の類別との関係について考察しよう。

公益法人制度改革における公益性の判定は、非営利法人であって、法人の行う非収益事業つまり公益的性格の事業量が全事業量の50%以上であること、そして収益事業の収益全部でもって公益的事業の不足分を補うこと、また収益事業は明確な区分経理をしていることである。税制上の収益事業（第2表）と非収益事業の区別は、事業の公益性を客観的に判定するものではないが、国が有権的に公益性を機能的にいか理解しているかを知る一つの目安にはなる。

第2表 公益法人の行う33の収益事業 (法人税法施行令5条)

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理髪業、美容業、興行業、遊技場業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供業を行う事業

だから非営利の協同労働の団体で公益的な事業を行っていても、それが公益法人とみなされるには、収益事業についての条件をクリアしなければならない。しかし、事業の点から非営利法人を一般の非営利法人と公益法人に二分することに無理がある。現に農林漁業は収益事業の対象から除外される。このように機能的な「公益」の概念は曖昧であり、その曖昧な基準を法人の類別に

押し付けるところに難があるのである。

「協同労働」が前提とする労働の価値とそれに基づいて展開する事業は、もっと基本的な観点つまり将来の国の姿を形づくる思想に立てば、新しい公益性をもつものではなかろうか。

- ① 団塊の世代の当面する失業社会のセーフティネットになること
- ② ニート化する若者に労働体験や労働教育の機会を提供すること
- ③ 高齢者福祉の提供
- ④ 働く女性の安心できる労働環境と健全で学力の高い次世代を養成すること
- ⑤ これらによって、日本を安心して安全な社会につくり直すこと

4. 農山漁村の村づくりグループ

労働者協同組合、ワーカーズ・コレクティブは、その事務所の多くが首都圏と地方中核都市に分布し、事業の性格の点でも、都市型の協同労働の団体である。都市社会は企業経済と個人主義によって成り立っているため、都市における協同労働グループは少数派である。これら2つの都市型グループの従事者と事業所は、創業以来20年の間に長足の発展をしている（第1表）。しかし巨大な都市社会のなかでは、商店街連合などと比べて認知度が高いとは言えない。これと対極にあるのが、農山漁村の村づくりの協同労働グループである。

このグループは、グリーン・ツーリズムの国民的ニーズの高まりに対応して、農村の新しい協同労働として浮上してきた。農林漁業の価値を生産高（フロー）で評価すると、GDPに占める地位は低下しているが、農

林漁業の基盤にある自然資源（ストック）の国民に与える福祉、健康、環境、文化などは、国の個性が重視されるグローバリゼーションのなかで、その公益的価値の評価が高まっている。村の自然資産の非市場的価値を実現したのは、資本企業の論理ではなく、村づくりのための協同労働によってである。

村づくりグループの事業は宿泊・滞在系、食関係系、体験学習系、保養休養系、農村文化、景観鑑賞系に分類される。これらの事業は、リゾート資本の営利事業の対象にもなるが、ここで取り上げるのは、地元農家の人たちや都市からの移住者などが、農村地域の市町村ないし集落単位でおこなっているものである。したがって、事業所の数は約7,000、従事者は3万8,000人、季節性のある労働なので非常勤が多く、常勤者は1万4,000である。利用者はリーピーターも含め1億4千万人と多い。

協同労働の農村型グループと都市型グループの事業・活動を対比すると、次の点が違っている。

- ① 農村型は事業に利用できる自然資源をストックとしてもち、それを利用することが自然学習や農業体験や田舎暮らしの体験などという公益性に関係している。
- ② 農村型も宿泊や農産物直売、農産加工販売などの収益事業をしている。しかしその運営には、どこかに「こころ」がある。それらは、郷土料理、地酒、神楽などの伝統芸能のような歴史的文化的遺産とセットになって、機能主義ではない和やかな雰囲気をかもし出している。私はこれを「癒し」効果と呼んで

いる。都市型協同労働も都市社会に特有の資源を発見し、「癒し」5 効果をもつ事業を開発すれば、さらに発展するであろう。

- ③ 農村型協同労働はその公益性が地域で受け入れられ、自治体から公的支援を受けやすく、またコミュニティの公共施設を利用する便宜が得やすい。そのため、固定資本への投資が軽減されるし、地域社会からの無形の協力がある。
- ④ 農村型事業・活動の公益性は、自然に生まれたものではない。1980年代から10数年の間、無視され軽蔑さえされながら、知識と技法の開発によって勝ち得たものである。時代はモノ社会から知識社会に移行した。都市には別の資源があるはず、それは何であろうか

5. 障害者就労作業所グループ

障害者就労作業所グループの事業は、農業系、食関係系、印刷系、工業系、清掃系、環境系である。協同労働の事業種類では農業を除けば都市型と類似し、また公的共同施設を利用できる点では農村型と共通している。その事業は、協同労働の都市型、農村型と表面的に類似した点があるが、社会的包容のある協同労働の人間関係がより強く求められる。

障害者の作業事業所は3,300、従事者の数は7万人と多い。障害者就労の公益性を認定するには、労働の哲学が必要になる。

- ① 障害者就労目的は働くことによる人間の証明にある。労働を通じて人間社会の一員になることである。その「労働」

の意味は、前記の「協同労働」の原点に最も近いといえよう。つまり人間自体が目的であり、人間自体が手段であるという関係になっている。

- ② 農村型協同労働が自然資源を基盤として「癒し」効果を事業化しているのに対して、障害者就労においては、人間自体が社会包摂という「癒し」事業の対象である。障害者作業所に取り入れられる事業としての農業系は自然資源であると同時に人間資源のための事業である。障害者就労は「労働」の哲学に基いた新しい公益性の概念を必要としている。
- ③ 障害者の協同労働には、個人の通勤手段の整備と同時に共同体的なグループ・ホームなど、パンのみではない人間関係が含まれる。

6. 協同組合地域社会と二次組織

以上、協同労働の4つの団体に属する個々の組織は、事業的に専門分化しており、単独では地域社会の総合的なニーズに対応できない。A.F.レイドローが言う「協同組合地域社会」(ICA「2000年の協同組合」)の創造を目指すのであれば、各種の協同労働の事業や活動が、互に足りないところを補って連携する地域ネットワークをつくる必要がある。労働者協同組合グループは「地域福祉事業所」を全国に1万ヶ所をつくる計画で進んでいるが、上に述べた趣旨から言うと、各セクトの事業所の自主性を基礎としつつセクトの枠を越えて地域単位で提携する「協同労働の協同組合」が必要であると思われる。もしそうならば、地域ネットワーク

を経営の単位と事業の単位に分離し、地域経営体において、各個別組合の収益事業と非収益事業を連結決算する可能性が生まれる。事業所間の相互扶助を図るこの地域協同組合は、「共益」と「公益」を複合した経営単位になるであろう。

それでも、地域における「協同労働の協同組合」は都市型にしる農村型にしる自己完結的な組織ではないので、以下の補完的な二次組織が必要になる。

① 事業連合

各事業所が取り扱う財やサービスをプールし、保管や輸送、共同販売や共同購入などを機能的に行う。

② 非営利協同基金の信託財団および協同労働金庫

協同労働の基準に基づく信託と運営の公正を期すこと、またモンドラゴンの労働信用金庫のように、協同労働の戦略にたった金融機関が必要である。

③ 協同労働開発機構

現場の協同労働組織では、日々の事業をこなすのが精一杯で、3年先を考えたプログラムを用意する余裕は生まれない。時代は知識社会に入った。現場と一体感で結ばれるシステム開発、ハード技術の開発、市場開発、学習・研修の二次組織が必要である。

協同労働は、単位組合と二次組織がそれぞれ自立しつつ互いに補完しあう体制によってはじめて社会経済的に完結する。

(06.1.8)